

令和8年度鹿児島県外国人材確保総合支援事業業務委託
企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度鹿児島県外国人材確保総合支援事業業務委託

2 履行期限

令和9年3月31日

3 業務目的

県内中小企業等の人材不足解消のため、安心して人材を確保できることを念頭に、各国の人材送り出し機関の実態及び各国の人材送り出しの状況の調査等を行う。

4 委託業務内容及び企画提案に係る留意事項

(1) 人材送り出し機関等に係る調査

ア 調査対象

フィリピン、インドネシア、ミャンマー、インドの人材送り出し機関

イ 調査内容

- ・ 本県が優秀な人材を安定的に確保することができ、本県並びに県内企業等と関係構築を図るにふさわしい人材送り出し機関を選定するための調査項目（例：人員体制、研修内容、日本への送り出し実績等）を定め、調査を行うこと。
- ・ また、現地の政府関係機関や送り出しに関する団体等についても調査を行うこと。
- ・ 送り出し機関については、複数団体選定の上、5(1)に定める期限までに県に報告すること。

ウ 調査方法

- ・ 書面、対面、オンライン等方法は問わないが、調査にあたり必要な経費は全て委託費に含むこと。
- ・ 調査結果の報告にあたっては、客観的な根拠資料及びヒアリング結果等を示すこと。

(2) 対象国の現状に係る調査

ア 調査対象

フィリピン、インドネシア、ミャンマー、インド

イ 調査内容

- ・ 基本データ（失業率、生産年齢人口、進学率（高校、大学）、産業別所得（初任給）、主な産業別労働力人口分布等）について調査すること。
- ・ (2)アの国内外の就職動向について調査すること。

ウ 調査方法

- ・ 書面，対面，オンライン等方法は問わないが，調査にあたり必要な経費は全て委託費に含むこと。
- ・ 調査結果の報告にあたっては，客観的な根拠資料及びヒアリング結果等を示すこと。

(3) 事業説明会等の実施

ア 対象

県内に本社・支社・支店・事業所等がある企業，監理団体，登録支援機関

イ 実施内容

- ・ 本事業における説明，フィリピン，インドネシア，ミャンマー，インドの人材送り出しに係る理解促進，県内受入企業等による事例発表等からなるセミナー，及び(3)アと送り出し機関とのネットワーキングを目的とした個別相談会の実施等を通して，(3)アと各国送り出し機関とのマッチングに繋がる内容とすること。
- ・ 各国1回以上実施すること。
- ・ 実施方法は，対面，オンライン，ハイブリットのいずれかとし，受託者は，プログラム作成，講師手配，当日運営，会場手配等，実施に係る一切の業務を行うこととし，実施にあたり必要な経費は全て委託費に含むこと。
- ・ プログラム作成や講師選定にあたっては，県と協議の上，決定すること。
- ・ 事業説明会等の実施後，送り出し機関とのマッチング状況等について，定期的にフォローアップを行うこと。

(4) 県と人材送り出し機関との関係構築に係るサポート

4(1)の調査結果や4(3)のマッチング結果等を基に，県において人材送り出し機関等と覚書の締結等の関係構築を図るための取組を行う際には，受託者は必要なサポートを行うこと。

5 成果物

(1) 提出物及び提出期限

4(1)(2)に係る調査結果	
インドネシア・インド	令和8年6月末
フィリピン・ミャンマー	令和8年8月末
4(3)に係るマッチング実施状況	令和9年3月末

- ・ 成果物のうち，テキストベースで作成したものは，Microsoft Word，Excel，PowerPoint 形式又はPDF 形式による電子ファイルを電子データで提出すること。

(2) 提出場所

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部外国人材政策推進課外国人材確保推進係

TEL : 099-286-3080 FAX : 099-286-3599

Eメールアドレス : g-kakuho@pref.kagoshima.lg.jp

(3) その他

- ・ 電子データを提出する場合は、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。
- ・ 提出物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

6 著作権及び二次使用

本事業により得られた成果品及び電子データ等に関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者に帰属し、委託者は、これらが無償で自由に改編し、二次利用することができるものとする。

7 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。